

# 異議申立書

2005年7月13日

群馬県議会議長

中村 紀雄様

行政不服審査法の規定に従い、次のとおり異議申立をします。

## 1. 異議申立に係る処分

群馬県議会議長が、平成17年7月4日付けで、異議申立人に対してなした、行政情報の公文書非公開決定処分（群議議第400-2号）

## 2. 異議申立に係る処分があったことを知った年月日

2005年7月7日

## 3. 異議申立の趣旨

上記処分を取り消し、全面開示するとの決定を求める。

## 4. 異議申立の理由

以下の通り、本件非公開決定処分は違法である。

処分庁は、異議申立人が公開請求した「各派代表者会議の記録（平成17年1月以降）」は「公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」があるから、群馬県情報公開条例（以下単に条例という）14条5号の非開示理由に該当するという。

しかし、第1に、どうして「公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」があるのか、その根拠が示されていない。これでは、条例施行規則4条3項イ、行政手続条例8条1項が求める理由付記として不十分である。

第2に、条例14条5号に該当するというためには、処分庁の主観において判断されるだけでは足りず、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が具体的に存在することが客観的に明白であることを要する。しかし、本件ではそのような客観的事情は存在しえない。

## 5. 処分庁の教示の有無及びその内容

「この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、群馬県議会議長に対して異議申立をすることができます。」との教示があった。

以上